

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令 (平成二十年五月二十八日国土交通省令第三十七号)

最終改正:平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号

[建築士法](#) (昭和二十五年法律第二百二号)の規定に基づき、及び[同法](#) を実施するため、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令を次のように定める。

[第一章 指定登録機関](#)

[第一節 中央指定登録機関\(第一条 第十四条\)](#)

[第二節 都道府県指定登録機関\(第十五条\)](#)

[第三節 指定事務所登録機関\(第十六条 第二十二条\)](#)

[第二章 登録講習機関](#)

[第一節 構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関\(第二十三条 第三十八条\)](#)

[第二節 定期講習の講習機関\(第三十九条 第四十一条\)](#)

[第三節 管理建築士講習の講習機関\(第四十二条 第四十四条\)](#)

[第三章 指定試験機関](#)

[第一節 中央指定試験機関\(第四十五条 第五十七条\)](#)

[第二節 都道府県指定試験機関\(第五十八条\)](#)

[附則](#)

第一章 指定登録機関

第一節 中央指定登録機関

(指定の申請)

第一条 [建築士法](#) (以下「法」という。) [第十条の四第二項](#) の規定による指定を受けようとする者 (次項第八号において「指定申請者」という。) は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 [法第十条の四第一項](#) に規定する一級建築士登録等事務(以下単に「一級建築士登録等事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 一級建築士登録等事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 [法第十条の五第一項第一号](#) に規定する一級建築士登録等事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 指定申請者が[法第十条の五第二項](#) 各号に該当しない旨を誓約する書面
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第二条 [法第十条の四第一項](#) に規定する中央指定登録機関(以下単に「中央指定登録機関」という。)は、[法第十条の六第二項](#) の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の中央指定登録機関の名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第三条 中央指定登録機関は、[法第十条の七第一項](#) の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
 - 二 選任又は解任の理由
 - 三 選任の場合にあっては、その者の略歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び[法第十条の五第二項第四号](#) イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録等事務規程の認可の申請等)

第四条 中央指定登録機関は、[法第十条の九第一項](#) 前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る[同項](#) に規定する登録等事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 中央指定登録機関は、[法第十条の九第一項](#) 後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(登録等事務規程の記載事項)

第五条 [法第十条の九第二項](#) の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 一級建築士登録等事務を行う時間及び休日に関する事項

- 二 一級建築士登録等事務を行う事務所に関する事項
- 三 一級建築士登録等事務の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 一級建築士登録等事務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 [法第十条の十一](#) の帳簿(以下この節において単に「帳簿」という。)、[法第五条第一項の一](#) 級建築士名簿(以下単に「一級建築士名簿」という。)その他の一級建築士登録等事務に関する書類の管理に関する事項
- 七 その他一級建築士登録等事務の実施に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請等)

第六条 中央指定登録機関は、[法第十条の十第一項](#) 前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 中央指定登録機関は、[法第十条の十第一項](#) 後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(帳簿の備付け等)

第七条 [法第十条の十一](#) の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 各月における一級建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
 - 二 各月における構造設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数
 - 三 各月における設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数
 - 四 各月の末日における一級建築士の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ中央指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
 - 3 帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第十一条二号において同じ。)は、一級建築士登録等事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(登録状況の報告)

第八条 中央指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における一級建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期における構造設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数

- 三 当該四半期における設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数
 - 四 当該四半期の末日における一級建築士の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数
- 2 前項の報告書には、一級建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。
 - 3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
 - 一 中央指定登録機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを国土交通大臣に交付する方法

(不正登録者の報告)

- 第九条** 中央指定登録機関は、一級建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 当該一級建築士に係る登録事項
 - 二 偽りその他不正の手段

(一級建築士登録等事務の休廃止の許可の申請)

- 第十条** 中央指定登録機関は、[法第十条の十五第一項](#)の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 休止し、又は廃止しようとする一級建築士登録等事務の範囲
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
 - 三 休止又は廃止の理由

(一級建築士登録等事務の引継ぎ等)

- 第十一条** 中央指定登録機関は、[法第十条の十七第四項](#)に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 一級建築士登録等事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
 - 二 帳簿、一級建築士名簿その他の一級建築士登録等事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
 - 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(指定登録機関への書類の交付)

- 第十二条** 国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、中央指定登録機関に対し、そ

れぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 [法第五条の二](#)、[法第八条の二](#) 又は [建築士法施行規則](#) (昭和二十五年建設省令第三十八号) [第六条第三項](#) の規定による届出 当該届出に係る事項
- 二 [第三十六条第一項](#)、[第四十条第一項](#) 又は [第四十三条第一項](#) の規定による報告書の提出 [第三十六条第二項](#)、[第四十条第二項第一号イ](#) 又は [第四十三条第二項第一号イ](#) の修了者一覧表に記載された事項
- 三 [第五十三条第一項](#) の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第十三条 国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、[法第九条第一項](#) の規定により一級建築士の免許を取り消したとき又は[法第十条第一項](#) の規定により一級建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を中央指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分の内容及び処分を行った年月日

(公示)

第十四条 [法第十条の六第一項](#) 及び [第三項](#)、[法第十条の十五第三項](#)、[法第十条の十六第三項](#) 並びに [法第十条の十七第三項](#) の規定による公示は、官報で告示することによって行う。

第二節 都道府県指定登録機関

(準用)

第十五条 第五条、第七条(第一項第二号及び第三号を除く。)及び第十一条の規定は、[法第十条の二十第一項](#) に規定する都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定(第五条第一号を除く。)中「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、第五条中「[法第十条の九第二項](#)」とあるのは「[法第十条の二十第三項](#)」において準用する [法第十条の九第二項](#) 」と、第五条第一号中「一級建築士登録等事務」とあるのは「[法第十条の二十第一項](#)」に規定する二級建築士等登録事務(以下単に「二級建築士等登録事務」という。))と、第五条第六号中「[法第十条の十一](#)」とあるのは「[法第十条の二十第三項](#)」において準用する [法第十条の十一](#) 」と、「[法第五条第一項の一](#) 級建築士名簿(以下単に「一級建築士名簿」という。))とあるのは「[法第五条第一項の二](#) 級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下単に「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」という。))」と、第七条第一項中「[法第十条の十一](#)」とあるのは「[法第十条の二十第三項](#)」において準用する [法第十条の十一](#) 」と、第七条第一項第一号中「一級建築士」とあるのは「二級建築士及び木造建築士」と、同項第四号中「一級建築士の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数」とあるのは「二級建築士及び木造建築士の人数」と、同条第三項中「第十一条第二号」とあるのは「第十五条において準用する第十一条第二号」と、第十一条中「[法第十条の十七第四項](#)」と

あるのは「[法第十条の二十第三項](#)」において準用する[法第十条の十七第四項](#)」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十一条第二号中「一級建築士名簿」とあるのは「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」と読み替えるものとする。

第三節 指定事務所登録機関

(登録等事務規程の記載事項)

第十六条 [法第二十六条の三第三項](#)において準用する[法第十条の九第二項](#)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 [法第二十六条の三第一項](#)に規定する事務所登録等事務(以下単に「事務所登録等事務」という。)を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所登録等事務を行う事務所に関する事項
- 三 事務所登録等事務の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 事務所登録等事務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 [法第二十六条の三第三項](#)において準用する[法第十条の十一](#)の帳簿(以下この節において単に「帳簿」という。)、[法第二十三条の三第一項](#)に規定する登録簿(以下単に「登録簿」という。)その他の事務所登録等事務に関する書類の管理に関する事項
- 七 その他事務所登録等事務の実施に関し必要な事項

(帳簿の備付け等)

第十七条 [法第二十六条の三第三項](#)において準用する[法第十条の十一](#)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 各月における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの建築士事務所の登録、[法第二十三条の五](#)の規定による届出及び[法第二十三条の七](#)の規定による届出の件数
 - 二 各月の末日における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの登録を受けている建築士事務所の数
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ[法第二十六条の三第一項](#)に規定する指定事務所登録機関(以下単に「指定事務所登録機関」という。)において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 3 帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第二十二條において準用する第十一条第二号において同じ。)は、事務所登録等事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(登録状況の報告)

第十八条 指定事務所登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの建築士事務所の登録、[法第二十三条の五](#)の規定による届出及び[法第二十三条の七](#)の

規定による届出の件数

- 二 当該四半期の末日における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの登録を受けている建築士事務所の数
- 2 前項の報告書には、登録簿の登録事項を記載した登録事務所一覧表を添付しなければならない。
- 3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
- 一 指定事務所登録機関の使用に係る電子計算機と都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを都道府県知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第十九条 指定事務所登録機関は、建築士事務所が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該建築士事務所に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段

(指定事務所登録機関への書類の交付)

第二十条 都道府県知事は、指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合において、[法第二十三条の六](#)の規定による設計等の業務に関する報告書の提出を受けたときは、指定事務所登録機関に対し、当該報告書の記載事項を記載した書類を交付するものとする。

(登録の取消し等の処分の通知)

第二十一条 都道府県知事は、指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合において、[法第二十六条第一項](#)の規定により建築士事務所の登録を取り消したとき又は[同条第二項](#)の規定により建築士事務所の開設者に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて建築士事務所の閉鎖を命じ、若しくはその登録を取り消したときは、次に掲げる事項を指定事務所登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた建築士事務所の登録番号、名称、登録年月日、住所及び開設者の氏名
- 二 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 三 処分の内容及び処分を行った年月日

(準用)

第二十二条 第一条から第四条まで、第六条、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-------------------------|-------------------------------------|
| 第一条第一項 | 建築士法(以下「法」という。)第十条の四第一項 | 法第二十六条の三第一項 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| | 一級建築士登録等事務 | 事務所登録等事務 |
| 第一条第一項第二号 | 法第十条の四第一項 | 法第二十六条の三第一項 |
| 第一条第二項第七号 | 法第十条の五第一項第一号 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の五第一項第一号 |
| | 一級建築士登録等事務 | 事務所登録等事務 |
| 第一条第二項第八号 | 法第十条の五第二項各号 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の五第二項各号 |
| 第二条 | 法第十条の四第一項 | 法第二十六条の三第一項 |
| | 法第十条の六第二項 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の六第二項 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第二条第一号 | 一級建築士登録等事務 | 事務所登録等事務 |
| 第三条第一項 | 法第十条の七第一項 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の七第一項 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第三条第二項 | 法第十条の五第二項第四号イ又はロ | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロ |
| 第四条第一項 | 法第十条の九第一項前段 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の九第一項前段 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第四条第二項 | 法第十条の九第一項後段 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の九第一項後段 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第六条第一項 | 法第十条の十第一項前段 | 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の十第一項前段 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |

| | | |
|---------------|---|--|
| 第六条第二項 | 法第十条の十第一項後段 | 法第二十六条の三第三項において準用する 法第十条の十第一項後段 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第十条(見出しを含む。) | 一級建築士登録等事務 | 事務所登録等事務 |
| | 法第十条の十五第一項 | 法第二十六条の三第三項において準用する 法第十条の十五第一項 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第十一条(見出しを含む。) | 一級建築士登録等事務 | 事務所登録等事務 |
| | 法第十条の十七第四項 | 法第二十六条の三第三項において準用する 法第十条の十七第四項 |
| | 国土交通大臣 | 都道府県知事 |
| 第十一条第二号 | 一級建築士名簿 | 登録簿 |
| 第十四条 | 法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項 | 法第二十六条の三第三項において準用する 法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項 |
| | 官報 | 当該都道府県の公報 |